

# 歴史まちづくり活動助成

## 募集要項

平成 29 年 9 月 1 日

景観整備機構公益財団法人名古屋まちづくり公社

## 第1章 目的と概要

### 1 募集の目的

景観整備機構公益財団法人名古屋まちづくり公社（以下「公社」という。）では、身近に歴史が感じられるまちづくりを進めるため、歴史的建造物をはじめとする地域の歴史的資産を活かした、自主的な「まちづくり活動」を募集します。

この助成制度の実施により、地域の貴重な歴史的資産を活かしたまちづくりをすすめ、その取組みを広く発信し、身近な歴史的建造物の保存・活用を推進することを目的とします。

### 2 募集概要

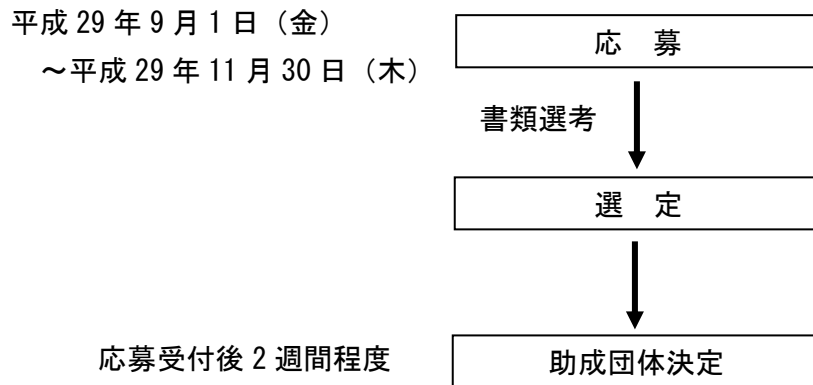
- ① 募集内容 平成 29 年度内に行う、地域の貴重な歴史的資産を活かしたまちづくり活動で身近な歴史的建造物の保存・活用等に寄与するもの
- (例) ・地域の歴史的建造物の保存・活用をモデル的に実施する活動  
(空き家を使用した作品展示、イベントなど)
- ・地域の産業遺産等の歴史的資産を活用した活動
  - ・名古屋市「身近な歴史的建造物の登録・認定制度」の普及に寄与する活動
  - ・歴史的建造物の保存・活用に寄与する伝統技術を市民に広める活動
  - ・歴史的建造物の保存・活用調査
  - ・歴史的建造物を広く紹介し保存・活用を啓発する活動  
(建造物の写真の展覧会、紹介マップ・冊子の作成など)
- ② 対象地域 名古屋市内全域
- ③ 対象団体 この助成制度に申請できる方は、次に掲げる要件を満たす団体です。  
(ア) 規約、会則等を定め、自主的で継続的かつ対外的発信力のある、歴史的資産を活かした「まちづくり活動」を行う団体であること。  
(イ) 原則として、名古屋市内を活動場所としている団体であること。  
(ウ) 団体の活動等に要する経費の一部が、会費等交付する助成金以外の財源をもって充当されている団体であること。
- ④ 募集件数 2 件程度
- ⑤ 対象期間 助成の対象は、助成交付決定後から平成 30 年 3 月 16 日（金）までに終了する活動とします。
- ⑥ 助成額 30 万円以内で、完了審査により決定した額とします。

- ⑦ 助成回数
- ・対象団体への助成は同一年度に1回とします。
  - ・対象となる活動についての助成回数は通算3回までを限度とします。
- ⑧ 募集期間
- 平成29年9月1日(金)～11月30日(木)
- ※募集期間中に予算上限に達した場合は募集を終了します。
- ※次回募集は平成30年3月以降を予定しています。
- ⑨ 助成対象
- 歴史まちづくり活動に要する経費
- ・イベント経費(会場借上費、外部講師謝金、消耗品費、イベント保険料等)
  - ・調査費
  - ・印刷製本費
  - ・広告費
  - ・通信費
  - ・旅費交通費
  - ・その他公社との協議により認められた経費
- ※飲食費、大型の備品購入費、団体の会員への報酬費・人件費、団体の維持のための経費等については、助成対象となりません。
- ⑩ その他
- (ア) 企画内容が政治・宗教・営利を目的とする活動は対象外とします。また、反社会的団体や反社会団体の構成員等の統制下にある団体も応募できません。
- (イ) 対象となる活動について、他の助成制度により同様の内容の助成を受けている団体は対象外となります。
- (ウ) その他、歴史まちづくり活動助成実施要綱及び本募集要項に記載されている全ての事項を満たしていただくことが必要です。

## 第2章 応募及び選定

### 1 応募及び選定手順

応募及び選定手順は下記の通りとします。



### 2 応募方法

応募者は、下記に示す書類を期間内に提出してください。

- ① 提出期間 平成 29 年 9 月 1 日（金）～平成 29 年 11 月 30 日（木）必着
- ② 提出先 〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目 1 番 36 号  
NUP・フジサワ丸の内ビル5階  
公益財団法人名古屋まちづくり公社 経営企画室  
受付時間 平日の午前 9 時から午後 5 時まで  
(正午から午後 1 時までを除きます)  
※書類の提出は、持参又は郵送とします。
- ③ 提出書類
  - ・助成申請書【別紙様式第 1 号】
  - ・活動提案書【別紙様式第 2 号】
  - ・団体の規約、会則等
  - ・構成員及び役員の名簿（氏名、住所（区まで）記載）
  - ・事業計画書
- ④ 提出部数 1 部
- ⑤ ヒアリング等 応募書類の内容について、審査の過程で現地調査やヒアリングを行う場合があります。
- ⑥ 応募の辞退 応募書類提出後の辞退は、書面にて提出してください。

### 3 選定及び決定

「歴史まちづくり手法検討委員会」が、下記の評価の視点に沿って、助成申請書及び活動提案書による書類選考を行い、選定します。採択に際しては、選定委員の意見を付す場合があります。また、選定委員が構成員・役員を務める団体から応募があった場合には、当該団体の審査からは外れることとします。

#### ① 評価の視点

歴史的資産の活用：地域の歴史的資産を活かした活動であるか。

身近な歴史的建造物の保存・活用の推進：身近な歴史的建造物の保存・活用の推進に貢献する活動であるか。

活動の魅力：独自のアイデアがあり、市民にとって魅力のある活動であるか。

実現性：活動内容が具体的で、適切な計画、体制、予算となっているか。

#### ② 選 定 日

応募受付後 2 週間程度

※詳細については、別途申込団体の代表者あてにお伝えします。

### 4 留意事項

- ① 提出書類及び資料の差し替え又は再提出は認めません。
- ② 応募に要した費用は、全て応募者の負担とします。
- ③ 本活動助成の成果物は、公社及び名古屋市も使用できるものとします。

### 5 助成団体決定後の流れ

助成団体決定後は、「公益財団法人名古屋まちづくり公社歴史まちづくり活動助成実施要綱」に基づき、助成を実施します。

#### ① 活動助成交付決定通知書又は不交付決定通知書の送付

委員会の選定結果により、交付決定通知書又は不交付決定通知書を送付します。

#### ② 活動実績報告書の提出

対象となる活動の終了に際しては、速やかに「歴史まちづくり活動実績報告書」をご提出ください。内容を審査し、助成額を確定します。

報告書には、助成に係る活動費用の内訳の記載と領収書等の証拠書類の添付をしてください。

※提出期限：平成 30 年 3 月 16 日（金）必着

#### ③ 活動助成請求書の提出

助成額確定後、「歴史まちづくり活動助成金請求書」をご提出ください。指定口座に入金いたします。

※口座をお持ちでない団体は、開設してください。

④ その他

年度途中で、公社職員が活動状況を見学させていただくことがあります。

(助成団体決定後の流れ)

